

# 措置状況総括表

平成27年9月30日公表分

平成26年度監査テーマ:徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み6, 検討中11, 未措置0) 意見40(うち措置済み9, 検討中31, 未措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

| 担当課等     | 措置状況   | 指 摘  |       |       | 意 見  |        |       |       |    |
|----------|--------|------|-------|-------|------|--------|-------|-------|----|
|          |        | 措置済み | 検討中   | 未措置   | 措置済み | 検討中    | 未措置   |       |    |
| 病院局      |        | 13   | 3     | 10    | 0    | 26     | 3     | 23    | 0  |
|          | 総務課    | 3    | 3     | 0     | 0    | 5      | 1     | 4     | 0  |
|          | 経営企画課  | 10   | 0     | 10    | 0    | 21     | 2     | 19    | 0  |
| 中央病院     |        | 8    | 4     | 4     | 0    | 13     | 0     | 13    | 0  |
|          | 薬剤局    | 0    | 0     | 0     | 0    | 1      | 0     | 1     | 0  |
|          | 事務局総務課 | 4    | 2     | 2     | 0    | 9      | 0     | 9     | 0  |
|          | 事務局医事課 | 4    | 2     | 2     | 0    | 3      | 0     | 3     | 0  |
| 三好病院     |        | 3    | 0     | 3     | 0    | 8      | 0     | 8     | 0  |
|          | 事務局総務課 | 2    | 0     | 2     | 0    | 6      | 0     | 6     | 0  |
|          | 事務局医事課 | 1    | 0     | 1     | 0    | 2      | 0     | 2     | 0  |
| 海部病院     |        | 5    | 0     | 5     | 0    | 4      | 0     | 4     | 0  |
|          | 事務局総務課 | 1    | 0     | 1     | 0    | 2      | 0     | 2     | 0  |
|          | 事務局医事課 | 4    | 0     | 4     | 0    | 2      | 0     | 2     | 0  |
| (地独)鳴門病院 |        | 1    | 1     | 0     | 0    | 11     | 8     | 3     | 0  |
|          | 薬剤部    | 0    | 0     | 0     | 0    | 1      | 1     | 0     | 0  |
|          | 事務局人事課 | 0    | 0     | 0     | 0    | 1      | 1     | 0     | 0  |
|          | 事務局施設課 | 1    | 1     | 0     | 0    | 0      | 0     | 0     | 0  |
|          | 事務局経理課 | 0    | 0     | 0     | 0    | 4      | 3     | 1     | 0  |
|          | 事務局用度課 | 0    | 0     | 0     | 0    | 2      | 2     | 0     | 0  |
|          | 事務局医事課 | 0    | 0     | 0     | 0    | 3      | 1     | 2     | 0  |
| 徳島県医療政策課 |        | 0    | 0     | 0     | 0    | 1      | 1     | 0     | 0  |
| 合計(※)    |        | 30   | 8     | 22    | 0    | 63     | 12    | 51    | 0  |
| 構成比      |        | 100% | 26.7% | 73.3% | 0%   | 100.0% | 19.0% | 81.0% | 0% |

# 措置状況一覧表

平成26年度監査テーマ：徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

## I 病院局

| 報告書ページ | 項目                   | 指摘及び意見  | 講じた措置等   | 措置状況 |
|--------|----------------------|---|--|------|
| 10-16  | 1 医療器械購入契約           | <p>医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。また、機種を特定した入札の実施もできるだけ避けるべきである。</p> <p>仮に、結果として入札者数が1者にとどまってしまった場合には、そのまま落札との扱いにするのではなく、県内企業優先発注の指針に従った入札条件が付されている場合にはそれを緩和して県外の業者も参加できるようにして再入札を実施するなど、競争性の確保を追求すべきである。</p> <p>さらに、入札予定価格の設定にあたって業者から見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるべきである。</p> <p>そして、病院局にて調達する医療器械については、再入札しても不調となった場合に、特段の理由なく直ちに随意契約するべきではなく、仕様内容等を修正した再度の入札を十分に検討すべきである。(意見)</p> | <p>入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。</p> <p>また、予定価格設定や再入札の不調時については、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。</p> <p>(病院局経営企画課)</p> | 検討中  |
| 16-19  | 2 医薬品の購入             | <p>医薬品購入の状況が価格競争を経た契約であるとは言いがたいことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。</p> <p>例えば、県内企業優先発注の見直しや業者の取引実績の要件の緩和など、業者選定の要件について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>   | <p>競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討する。</p> <p>(病院局経営企画課)</p>   | 検討中  |
| 20-22  | 3 診療材料の購入            |   |  |      |
|        | ① 病院局の診療材料購入に関する契約方法 | <p>診療材料購入の状況が価格競争を経た契約であるとは言いがたいことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。</p> <p>例えば、県内企業優先発注の見直しなど、入札者の要件について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>   | <p>競争原理の働くよう業者選定要件等を再検討する。</p> <p>(病院局経営企画課)</p>   | 検討中  |

|          |                   |  |   |      |
|----------|-------------------|--|---|------|
| 22-23    | ② MRPベンチマークシステム   | 県立3病院において、MRPの積極的利用による有効活用ができないか真剣に検討すべきであり、費用対効果を検証して必要性も含めて見直しを図るべきである。(意見)  | 費用対効果については、平成26年度末の検証の結果、約1,500万円の削減効果を確認した。引き続き有効活用に努める。<br>(病院局経営企画課)   | 措置済み |
| 23-24    | ③ 海部病院での医療用液化酸素購入 | 海部病院における医療用液化酸素購入については、できるだけ速やかに入札等競争原理の働く契約方法に移行すべきである。<br>また、必要な設備の設置の際には、事後に他の業者の参入を阻んでしまう結果にならないよう、慎重に検討すべきである。(意見)                                | 海部病院の移転改築時(平成29年予定)に入札に移行する。その際には、必要な設備を一業者が所有する形で設置することがないように留意する。<br>(病院局経営企画課)   | 措置済み |
| 24-30    | 4 売店等の運営事業の委託     | 売店等の運営事業者の選定手続にあたっては、いくつか疑問を感じる点があった。次回の募集に当たっては、運営施設の組み合わせや評価項目、情報提供について再検討することが望まれる。(意見)   | 現在の使用許可の最終更新期限である平成29年度末までに、利用者の利便性に配慮しつつ、運営施設の組み合わせ、評価項目、情報提供の見直しについて検討する。<br>(病院局経営企画課)   | 検討中  |
| 5 単価契約など |                   |  |   |      |
| 30-32    | ① 健康診断について        | 健康診断の契約締結においては、競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を検討すべきである。また、健康診断の契約について、監査調書上の記載を統一すべきである。(意見)   | 健康診断の契約締結に関し、検診車を保有する県内事業所3者について、見積もり依頼のため、検査項目、対応人数等について照会したところ、実施できる集団検診実施機関は、県内では1者のみであった。<br>健康診断についての契約は、委託契約として、監査調書に記載するよう、「平成27年度定期監査調書」から取扱いを統一した。<br>(病院局総務課) | 措置済み |
| 30-33    | ② ガソリンについて        | ガソリン給油については、直ちに病院局自らが単価契約を締結すべきである。<br>ガソリン給油の契約締結においては、入札の実施を検討すべきである。(指摘)  | ガソリン給油について、平成27年度から、病院局(本局、各県立病院)自らが、庁舎からの距離、参加資格等条件を設定し、見積合わせにより納入業者を決定し、単価契約を締結し納入することとした。<br>病院局、中央病院、三好病院については2者、海部病院では、3者から見積もりをとった。<br>(病院局総務課)                   | 措置済み |
| 33-36    | 6 退職給付引当金         | 退職給与引当金(新会計制度では退職給付引当金)の処理について、年度によって計上方法が変更されるなど、妥当とは言いがたい処理がなされていた。また、新会計制度における計上額については、新会計基準を正しく理解し適正な金額を計上するようにすべきである。<br>さらに、人事交流のあった退職者の退職給付引当金を | 平成26年度から新会計基準に沿った適正な金額を計上した。<br>なお、人事交流のあった退職者の退職給付引当金の取り崩しに伴う会計処理については、関係部局と協議を進める。<br>(病院局経営企画課)  | 検討中  |

取崩す金額は、病院局が負担する金額の全額とし、その処理年度は発生年度とすべきである。(意見)

## II 中央病院

| 報告書<br>ページ | 項目             | 指摘及び意見  | 講じた措置等  | 措置状況 |
|------------|----------------|---|---|------|
| 41-49      | 1 医療器械の購入      | <p>医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。</p> <p>また、入札予定価格の決定にあたって業者から見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるべきである。(意見)</p> | <p>入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。</p> <p>予定価格設定に当たっては、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>         | 検討中  |
| 49-51      | 2 修繕契約(医療器械関係) | <p>医療器械関係の修繕契約の締結においても、特段の理由がない限り競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。相見積もりすらとらない安易な一者随意契約の締結は避けるべきである。(意見)</p>   | <p>病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p> | 検討中  |
| 51-54      | 3 修繕契約(医療器械以外) | <p>新病棟建築後という事情がある場合であっても、修繕契約(医療器械以外)の契約締結では、できるだけ競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。(意見)</p>   | <p>病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p> | 検討中  |
| 55-57      | 4 試薬の購入        | <p>試薬購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。</p> <p>例えば、県内企業優先発注の見直し、その他見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>                        | <p>競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討をする。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>  | 検討中  |
|            |                | <p>相見積もりを実施するには予定価格を設定すべきである。(指摘)</p>   | <p>平成27年4月分から随意契約についても、その都度予定価格を設定するよう、改善を行った。</p> <p>(中央病院事務局総務課)</p>  | 措置済み |
| 58-61      | 5 診療材料の購入      | <p>診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはとても</p>   | <p>競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再</p>   | 検討中  |

|       |                   |  |   |      |
|-------|-------------------|--|---|------|
|       |                   | <p>いえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。</p> <p>例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>  | <p>検討をする。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>  |      |
|       |                   | <p>相見積もりを実施するには予定価格を設定すべきである。(指摘)</p>  | <p>平成27年4月分から随意契約についても、その都度予定価格を設定するよう、改善を行った。</p> <p>(中央病院事務局総務課)</p>  | 措置済み |
| 61-65 | 6 臨床検査業務の委託       | <p>プロポーザルの実施に当たっては、十分な参加申込み期間を設け、業者が応募しやすい環境を整えるべきである。</p> <p>また、一者随意契約をする際に徴収する見積書は、十分な検討が可能となるよう時間的余裕を持って徴収依頼するようにし、見積書記載の金額そのまま契約するのは避けるべきである。そして、実際に見積書徴収後に価格交渉を行ったのであればその経緯の書類は残しておくようにすべきである。(意見)</p>      | <p>プロポーザルの公告期間については、十分な申込期間をとるよう検討する。</p> <p>また、一者随意契約についても、時間的余裕を持って見積徴収する等、改善に向けて検討する。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>   | 検討中  |
|       |                   | <p>臨床検査業務委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)</p>   | <p>複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等、関係部局との協議を進める。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>   | 検討中  |
| 65-71 | 7 医事・クラーク等業務の委託   | <p>プロポーザルの実施に当たっては、十分な参加申込み期間を設け、業者が応募しやすい環境を整えるべきである。(意見)</p>   | <p>プロポーザルの公告期間については、十分な申込期間をとるよう検討する。</p> <p>(中央病院事務局医事課)</p>   | 検討中  |
|       |                   | <p>医事・クラーク等業務委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。</p> <p>さらに変更契約において疑問あるいは不適切な点が見受けられた。今後変更契約を締結するにあたっては、必要かどうか、適切か否かを十分検討すべきである。(指摘)</p> | <p>複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等、関係部局との協議を進める。</p> <p>また、変更契約については、文書のダブルチェック、施行点検を実施する等手続きの改善を図った。なお、指摘があった不適切な変更契約の増額分については、平成27年4月10日受託業者から返金させた。</p> <p>(中央病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p> | 検討中  |
| 71-73 | 8 物品管理・洗浄滅菌業務及び給食 | <p>物品管理・洗浄滅菌業務委託契約及び給食業務契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改める</p>   | <p>複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等について、関係部局との協議を進める。</p>  | 検討中  |

|       |                |  |   |      |
|-------|----------------|--|---|------|
|       | 業務の委託          | べきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)  | (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)   |      |
| 73-77 | 9 施設管理業務の委託    | 本件委託契約では、清掃業務と警備業務を一体で契約することとしたため却って競争性を阻害されたのではないかと危惧される。また、入札参加資格や評価採点基準において合理性があるとは言いがたい点が見受けられるところ、次回の契約にあたっては入札参加資格や評価採点基準の再検討が必要である。(意見)                                 | 契約方法、仕様等の見直しを行い、委託業務が適切に実施され、競争性が確保できる方法等について検討する。<br>(中央病院事務局総務課)  | 検討中  |
| 77-80 | 10 保留レセプトの取り扱い | 診療月から相当期間経過しているにもかかわらず保留状態となっているレセプトが散見されるが、できるだけ速やかに提出すべきである。<br>また、保留レセプトにかかわる診療報酬については実際の請求時まで会計処理が行われていないが、通常の診療報酬債権と同様に診療月の末日に医業収益及び医業未収金を計上すべきである。(意見)                   | 保留レセプトについて、迅速な処理を進めるため、毎月院内会議において報告し、注意喚起を行うこととし、できる限り速やかな処理に努め、可能なものから順次提出を行っている。<br>保留レセプトに関わる診療報酬の会計処理については、他県の状況を調査する等検討を進める。<br>(中央病院事務局医事課・病院局総務課)  | 検討中  |
|       |                | 保留レセプトの管理は医事・クラーク等業務の委託先に任せているが、県はその管理状況を適切に確認し必要な措置を講ずべきである。とりわけ保留のまま提出期限を経過したものの処理については極めて不適切であるため、早急に改善すべきである。(指摘)  | 保留レセプトの状況については、平成27年2月より、委託業者に毎月、ヒアリングを実施し、処理状況の把握に努め、適正な事務処理ができるよう業者に対し管理監督を行うこととした。<br>また、保留のまま提出期限を経過したものの処理については、委託業者において、その都度報告書を作成し、病院に提出するよう改善した。<br>(中央病院事務局医事課・病院局総務課)   | 措置済み |
| 80-84 | 11 返戻レセプトの取り扱い | レセプトが返戻されてから相当期間経過しているにもかかわらず再請求未了となっているレセプトが散見されるが、早急に再請求すべきである。<br>また、返戻レセプトにかかわる診療報酬については適切とは言いがたい会計処理が行われているが、返戻を受けた場合であっても、再請求不可能なものは別にして診療報酬債権自体は消滅しないため、会計処理は不要である。(意見) | 相当期間経過後のレセプトについては、処理方針を検討し、可能なものから再請求を行うこととした。<br>また、提出期間経過後のレセプトの会計処理については、平成27年2月から、病院への報告を行うよう改善した。<br>会計処理については、意見のとおり改善するためには、個々の債権管理を行うための管理システムの導入が不可欠となることから、予算措置、事務処理方法を含めて見直しについて検討する。<br>(中央病院事務局医事課・病院局総務課) | 検討中  |
|       |                | 返戻レセプトの管理は医事・クラーク等業務の委託先に任せているが、県はその管理状況を適切に確認し必要な措置を講ずべきである。とりわけ再請求期限を経過したものの処理については極めて不適切であるため、早急  | 返戻レセプトの管理については、平成27年2月より委託業者にヒアリングを実施し、処理状況の把握に努めるなど、適正な事務処理ができるよう業者に対し管理監督を行うとともに、返戻後、提出期限を経過したものの処理についても、   | 措置済み |

|       |            |  |  |     |
|-------|------------|--|--|-----|
|       |            | に改善すべきである。(指摘)   | 委託業者から改めて病院に報告させるよう改善した。<br>(中央病院事務局医事課・病院局総務課)  |     |
| 84-86 | 12 未収金     | 医業未収金の管理をもっと厳格にすべきである。<br>すでに定められた回収手順がある以上は、それにしたがった処理をするべきである。(指摘)   | 徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱の規定を遵守し、引き続き、医業未収金の管理業務を適正に行う。<br>また、滞納未収金徴収に係る法的措置検討要領に基づき、法的措置による回収を進める。<br>(中央病院事務局医事課・病院局経営企画課)        | 検討中 |
| 86-93 | 13 治験収入    | 治験契約による収入を、収入額に応じて各科に配分する処理は適切でない。<br>医師の待遇、負担感の問題は、別の場面で検討すべきである。(意見) | 治験収入の配分方法、取扱いについて、他県の事例を調査するなど、統一かつ、透明性のある方法を検討する。<br>医師の待遇、負担感の問題は、治験収入とは切り離して検討する。<br>(中央病院事務局総務課)                       | 検討中 |
| 93-95 | 14 医薬品等の管理 | 医薬品については、医薬品倉庫の出入庫だけでなく、調剤棚での出入りもきちんとチェックして、適正に管理すべきである。(意見)           | 意見のとおり、使用量、廃棄量、残量の細かなチェックを実施するためには、新たなシステムの導入の検討や管理方法、手順について見直す必要があることから、他県の状況の調査を行い、適正な管理方法について検討を行う。<br>(中央病院事務局総務課・薬剤局) | 検討中 |

### III 三好病院

| 報告書<br>ページ | 項目             | 指摘及び意見   | 講じた措置等   | 措置状況 |
|------------|----------------|--|--|------|
| 99-105     | 1 医療器械の購入      | 医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。<br>また、入札予定価格の決定にあたって業者から見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるべきである。(意見) | 入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。<br>予定価格設定に当たっては、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。<br>(三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)             | 検討中  |
| 105-106    | 2 修繕契約(医療器械関係) | 医療器械関係の修繕契約の締結においても、特段の理由がない限り競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。相見積もりをとらない一者随意契約の締結は避けるべきである。(意見)   | 病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。<br>(三好病院事務局総務課・病院局経営企画課) | 検討中  |
| 106-108    | 3 試薬の購入        | 試薬購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえ   | 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等の再   | 検討中  |

|         |               |   |  |     |
|---------|---------------|---|--|-----|
|         |               | ないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。<br>例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)                            | 検討をする。<br>(三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)  |     |
| 109-111 | 4 診療材料の購入     | 診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。<br>例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)  | 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等の再検討をする。<br>(三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)  | 検討中 |
| 111-113 | 5 臨床検査業務の委託   | 長年にわたって合理的な理由もなく一者随意契約を締結しているが、早急に入札等競争性を確保した業者選定方法を採用すべきである。<br>また、見積書を入手する際は十分な検討が可能となるよう時間的余裕を持って徴収依頼するようにすべきである。(指摘)                                | 長期継続契約に関する条例の改正等について、関係部局と協議を進める。<br>見積書の入手については、時間的余裕を持って十分な検討ができるよう、平成27年度契約分から見積徴収依頼を早めに行うように改善した。<br>(三好病院事務局総務課・病院局経営企画課) | 検討中 |
| 113-116 | 6 医事業務等の委託    | プロポーザルの実施に当たっては、十分な参加申込み期間を設け、業者が応募しやすい環境を整えるべきである。(意見)   | プロポーザルの実施に当たり、十分な公告期間をとるよう努めていく。<br>(三好病院事務局総務課)   | 検討中 |
|         |               | 医事業務等委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)                                    | 長期継続契約に関する条例の改正等について、関係部局と協議を進める。<br>(三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)   | 検討中 |
| 116-117 | 7 保留レセプトの取り扱い | 診療月から相当期間経過しているにもかかわらず保留状態となっているレセプトが見受けられるが、早急に提出すべきである。<br>また、保留レセプトにかかわる診療報酬については実際の請求時まで会計処理が行われていないが、通常の診療報酬債権と同様に診療月の末日に医業収益及び医業未収金を計上すべきである。(意見) | 相当期間経過後のレセプトについては、平成26年9月から、処理案を決定し順次処理を進め、提出を行っている。<br>保留レセプトに関わる診療報酬の会計処理については、他県の状況を調査する等検討を進める。<br>(三好病院事務局医事課・病院局総務課)     | 検討中 |
| 118-120 | 8 返戻レセプトの取り扱い | レセプトが返戻されてから相当期間経過しているにもかかわらず再請求未了となっているレセプトが散見されるが、早急に再請求するべきである。<br>さらに、返戻レセプトにかかわる診療報酬については  | 相当期間経過後のレセプトについては、平成26年9月から処理案を作成し、再提出等の処理を進めている。<br>会計処理については、意見のとおり改善するためには、個々の債権管理を行うための管理システムの導入が不可欠とな                     | 検討中 |



|         |         |   |   |     |
|---------|---------|---|---|-----|
|         |         | 適切とはいいがたい会計処理が行われているが、返戻を受けた場合であっても、再請求不可能なものは別にして診療報酬債権自体は消滅しないため、会計処理は不要である。(意見)  | ることから、予算措置、事務処理方法を含めて見直しについて検討する。<br>(三好病院事務局医事課・病院局総務課)  |     |
| 120-122 | 9 未収金   | 医業未収金の管理をもっと厳格にすべきである。<br>回収すべきは手順を踏んで回収を試みるべきであり、回収可能性がない未収金については速やかに不納欠損処理をして管理の負担の軽減化を図るべきである。<br>未収金の管理については、その手順を策定すべきである。(指摘) | 徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱の規定を遵守し、今後、医業未収金の管理業務を適正に行う。<br>また、滞納未収金徴収に係る法的措置検討要領に基づき、引き続き法的措置による回収を図る。<br>不納欠損処分については、要綱に則り、適切な処理を行う。<br>(三好病院事務局医事課・病院局経営企画課) | 検討中 |
| 122-125 | 10 治験収入 | 治験契約による収入を、収入額に応じて各科に配分する処理は適切でない。<br>治験収入は、監査調書に記載すべきである。(意見)  | 治験収入の配分方法、取扱いについて、他県の事例を調査するなど、統一的かつ、透明性のある方法を検討する。<br>治験収入については、「平成27年度定期監査調書」から記載することとした。<br>(三好病院事務局総務課)   | 検討中 |

#### IV 海部病院

| 報告書<br>ページ | 項目             | 指摘及び意見   | 講じた措置等   | 措置状況 |
|------------|----------------|--|--|------|
| 129-132    | 1 医療器械の購入      | 医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。<br>また、事後に予定価格決定の際に参考となる見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるなど、具体的な対応を検討すべきである。(意見) | 入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。<br>予定価格設定に当たっては、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。<br>(海部病院事務局総務課・病院局経営企画課)             | 検討中  |
| 132-133    | 2 修繕契約(医療器械関係) | 医療器械関係の修繕契約の締結においても、特段の理由がない限り競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。相見積もりをとらない一者随意契約の締結は避けるべきである。(意見)   | 病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。<br>(海部病院事務局総務課・病院局経営企画課) | 検討中  |
| 133-136    | 3 試薬の購入        | 試薬購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。   | 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討する。<br>(海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)   | 検討中  |

|         |                  |   |   |     |
|---------|------------------|---|---|-----|
|         |                  | 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)  |   |     |
| 136-138 | 4 診療材料の購入        | 診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。<br>例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)  | 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討する。<br>(海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)  | 検討中 |
| 138-142 | 5 検体検査業務の委託      | 指名競争入札において、入札者が少ない、あるいは1者しか入札がない事案については、その原因をきちんと検討し、例えば指名業者数を増やすなどして競争が確保されるようにするべきである。<br>入札における予定価格は、客観的合理性をもって算出するべきであり、その積算資料はきちんと保管するべきである。(指摘)   | 入札が1者にどどまった原因を調査、検討し、競争原理が働くように努める。<br>予定価格算定に当たっては、他病院等の事例を参考にしながら方法を検討するとともに、その積算根拠を保管しておく。<br>(海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)                              | 検討中 |
| 142-146 | 6 医事業務の委託        | プロポーザルの実施にあたっては、必要以上に参加資格を制限するのではなく、また日程に余裕を持たせるなどして、多数の業者が応募できる環境を整えるべきである。<br>医事業務委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘) | プロポーザルの公告期間については、十分な申込期間をとるよう改善等について検討する。<br>複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等について、関係部局と協議を進める。<br>(海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)                                  | 検討中 |
| 146-150 | 7 物品供給管理・警備業務の委託 | 入札において、1者しか入札がない事案については、その原因やその後の対応をきちんと検討するべきである。<br>入札における予定価格は、客観的合理性をもって算出するべきであり、従前の契約金額を超える予定価格の設定には慎重であるべきである。(指摘)   | 入札が1者にどどまった原因を調査、検討し、競争原理が働くように努める。また、予定価格の算定にあたっては他事例を参考にしながら、方法を検討する。<br>(海部病院事務局総務課・医事課)   | 検討中 |
| 150-152 | 8 未収金            | 医業未収金の管理をもっと厳格にすべきである。<br>回収すべきは手順を踏んで回収を試みるべきであり、回収可能性がない未収金については、速やかに不納欠損処理をして管理の負担の軽減化を図るべきである。(指摘)  | 徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱の規定を遵守し、今後、医業未収金の管理業務を適正に行う。<br>また、滞納未収金徴収に係る法的措置検討要領に基づき、引き続き法的措置による回収を図る。<br>不納欠損処分については、要綱に則り、適切な処理を行う。<br>(海部病院事務局医事課・病院局経営企画課) | 検討中 |

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

| 報告書<br>ページ | 項目            | 指摘及び意見   | 講じた措置等  | 措置状況 |
|------------|---------------|--|---|------|
| 157-158    | 1 診療材料の購入     | <p>診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。</p> <p>例えば、見積り依頼業者を県内企業に限らないなど相見積もりをする際の運用について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>   | <p>意見を受け、平成27年度の診療材料購入にあたり、価格競争が働くよう、全購入品目リストを各卸業者に提示して見積りを求めることを原則とした。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局用度課)</p>  | 措置済み |
| 158-159    | 2 保留レセプトの取り扱い | <p>診療月から相当期間経過しているにもかかわらず保留状態となっているレセプトが散見されるが、できるだけ速やかに提出すべきである。</p> <p>また、保留レセプトの管理は保留レセプト記録を基に行われているが、実際には処理済であるにもかかわらず顛末が記載されていないものが見受けられるなど適切な管理がなされているとはいえない。</p> <p>さらに、保留レセプトにかかわる診療報酬については実際の請求時まで会計処理が行われていないが、通常の診療報酬債権と同様に診療月の末日に医業収益及び医業未収金を計上すべきである。(意見)</p> | <p>診療月の翌月のレセプト提出を原則としている。しかし、事案によっては生活保護や難病による公費申請の確定まで2、3ヶ月程度を要し、保留となるものがある。このような中、意見を受け、できるだけ速やかな事務処理を心がけ、医事業務委託業者に対して指導を行い、保留レセプトを少なくすることに努めている。</p> <p>保留レセプトの管理について、意見を受け、医事業務委託業者に対し、保留レセプト記録の速やかな記載を指導した。</p> <p>さらに、平成26年10月から毎月、医事課において、総合医療情報・医事システムのデータと照合することにより、記載漏れ防止のチェックを徹底している。</p> <p>保留レセプトに係る診療報酬の会計処理について、意見を受け、平成27年4月から毎月の医業収益及び医業未収金を計上している。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局医事課、経理課)</p> | 措置済み |
| 160-161    | 3 返戻レセプトの取り扱い | <p>返戻レセプトの管理は返戻・過誤調整の一覧を基に行われているが、実際には再請求済みであるにもかかわらず処理日空白のまま放置されているものがあるなど適切な管理がなされているとはいえない。</p> <p>また、返戻レセプトにかかわる診療報酬については適切とはいえない会計処理が行われているが、返戻を受けた場合であっても、再請求不可能なものは別にして診療報酬債権自体は消滅しないため、会計処理は不要である。(意見)</p>   | <p>レセプト提出後2ヶ月から1年以上前のレセプトが返戻されている。まず、このような時間のかかっているレセプトについては、その内容を検討し、返戻レセプトを少なくすることに努めている。</p> <p>返戻レセプトの管理について、意見を受け、医事業務委託業者に対し、返戻レセプト記録の速やかな記載を指導した。</p> <p>さらに、平成26年10月から毎月、医事課において、総合医療情報・医事システムのデータと照合することにより、記載漏れ防止のチェックを徹底している。</p> <p>さらに、返戻レセプトに係る診療報酬の会計処理については、意見を受け、院内の関係部署の協議、監査法人への相談等、検討していく。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局医事課、経理課)</p>   | 検討中  |

|         |             |   |   |      |
|---------|-------------|---|---|------|
| 161-162 | 4 未収金       | <p>医業未収金の管理をもっと厳格にすべきである。</p> <p>回収すべきは手順を踏んで回収を試みるべきであり、回収可能性がない未収金についても手順を踏んで放棄するなどして管理の負担の軽減化を図るべきである。</p> <p>未収金の管理についてはその手順の見直しを含めて改めて検討すべきである。(意見)</p>                            | <p>意見を受け、窓口会計マニュアルを見直すとともに、回収手順に沿った適正な債権管理に努めている。</p> <p>不良債権処理については、平成26年度決算において貸倒引当金を計上した。</p> <p>また、債権放棄の手順については、定めていく。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局医事課)</p>                                   | 検討中  |
| 162-163 | 5 退職給付引当金   | <p>平成25年度の退職給付費用はあるべき金額とは異なった金額にて処理されている。今後は退職給付会計に関する理解を深め正確な会計処理をすべきである。</p> <p>また、鳴門病院のホームページには誤った職員退職手当規程が公開されているが、正しい職員退職手当規程に改めるべきである。(意見)</p>                                    | <p>平成26年度の退職給付費用は、指摘に沿った会計処理を行った。</p> <p>また、平成27年1月に正しい職員退職手当規程をホームページに掲載した。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局経理課, 人事課)</p>  | 措置済み |
| 163-165 | 6 借入金       | <p>借入金を3月31日に返済しているが、返済することにより職員退職金資金の原資に不足が生じている。退職金資金の原資を保持すべきというのであれば3月31日においても資金の手当てが必要である。一方必ずしも退職金資金の原資を保持する必要がないというのであれば借入自体の必要性に疑問が生じる。いずれにしても、今後は借入額を通減させるなどの対応が必要である。(意見)</p> | <p>病院運営に必要な資金を県から借り入れる必要があるが、意見を受け、平成27年度は借入額を減額した。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局経理課, 徳島県医療政策課)</p>  | 措置済み |
| 165     | 7 入札手続      | <p>入札手続において十分な競争性が働いていないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。(意見)</p>   | <p>意見を受け、マニュアルを作成し、入札手続きを定めた。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局用度課)</p>  | 措置済み |
| 165-166 | 8 契約書の作成、管理 | <p>契約書の作成、管理にもっと厳格な注意を払うべきである。</p> <p>特に、必要不可欠な仕様書や別紙、図面の欠落などは絶対にないように留意すべきである。(指摘)</p>   | <p>指摘を受け、契約書のチェックリストを作成し、契約書の作成に当たり、契約書類を複数の職員が確認することとした。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局施設課)</p>  | 措置済み |
| 166     | 9 薬剤の管理     | <p>薬剤管理の重要性を十分に意識し、フローを作成するとともに記録のあり方を含めて厳格な手続を再確認すべきである。(意見)</p>   | <p>平成27年1月、従来の医薬品の管理に係るマニュアルに加えて、医薬品の調達から、診療科の処方オーダー、薬剤部の医薬品倉庫からの払出・処方調剤、返品・廃棄処理に至るまで、一連のフローを作成し、手続きを再確認した。</p> <p>また、管理記録について、管理者が不在の場合帳簿記入者を指名し、ボールペン記入を徹底した。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院薬剤部)</p> | 措置済み |